



議案第一四号

三朝中学校等設置条例の制定について
三朝中学校等設置条例を別紙のとおり制定する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町立中学校等設置条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十三年法律第六十七号)第二百四十四条の
 二 第一項の規定に基づき、三朝町立中学校及び三朝町立
 小学校の設置について定めることを目的とする。

(三朝町立中学校の設置)
 第二条

三朝町立中学校を次のとおり設置する。

名	稱	位	置
三朝町立三朝中学校			三朝町大字本泉

(三朝町立小学校の設置)
 第三条

三朝町立小学校を次のとおり設置する。

名	稱	位	置
三朝町立三朝小学校			三朝町大字山田
三徳小学校			片柴
小鹿小学校			東小鹿
賀茂小学校			本泉
高勢小学校			小河内
南小学校			穴鴨

（三朝町立小学校分校の設置）
 第四条 三朝町立小学校に次の分校を設置する。

名	稱	位	置
三朝町立三徳小学校	成 分校	三朝町大字三徳	
小鹿小学校	神倉分校	神倉	
高勢小学校	中津分校	中津	
南小学校	柿谷分校	柿谷	
	木地分校	木地山	
	田代分校	田代	
	大谷分校	大谷	
	福山分校	福山	

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する